

審査基準

1. 事業の目的・内容及び実施方法

1.1 事業の背景・目的

- ・事業の実施により、解決する社会的な課題が明確であるか。
- ・創出する事業の目的が本事業の趣旨に合致しているか。

1.2 事業に関するこれまでの取り組み

- ・最終的に創出を目指す事業の事業化に向けて、これまでに事業関係者間で実質的な取り組みが実行されており、それが示されているか。
- ・最終的に創出を目指す事業において提供を考えているサービスの有効性や市場性を示す成果が、これまでの取り組みを通じて得られているか。
- ・今回の提案が、これまでの取り組みの成果を踏まえた運動性のある内容となっているか。

1.3 事業の全体概要

- ・最終的に創出を目指す事業におけるサービス提供主体、連携企業・団体、利用者等のプレイヤーが明確に設定されているか。
- ・上記プレイヤー間でやり取りされるモノ・サービス・情報・お金等が不整合なく明示され、持続的に実施する仕組みが構築されているか。
- ・社会課題の解決とビジネスが両立することが示されており、そのための仮説設定に具体性があるか。

1.4 事業の内容・実施方法

①社会課題の解決に資する実証事業

- ・社会課題解決型事業を推進する上で必要と考えられる制度的支援について具体的に示されているか。
- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される社会課題の関係性が整理されており、その両立・展開可能性について明記されているか。
- ・事業の内容及び実施方法について、仮説設定を踏まえ、詳細に記載されているか。
- ・経済産業省以外の官公庁が推進する政策と関連が深い事業を実施する場合、関連省庁との連携体制について具体的に記述されているか。

②医療費適正化・保健事業に関する実証事業

- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される課題の関係性について記載すること。
- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される社会課題の関係性が整理されており、その両立・展開可能性について明記されているか。
- ・事業の内容及び実施方法について、仮説設定を踏まえ、詳細に記載されているか。
- ・企業・健保組合等の連携方策について具体的に記載されているか。
- ・事業実施により、どの程度の医療費適正化が図られるのか、定量的な数値根拠が示されているか。
- ・これまでの保健事業と比較して、どの程度の効果が得られるのか具体的に記載されているか。
- ・経済産業省以外の官公庁が推進する政策と関連が深い事業を実施する場合、関連省庁との連携体制について具体的に記述されているか。

③品質評価・認証に関する実証事業

- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される課題の関係性について記載すること。
- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される社会課題の関係性が整理されており、その両立・展開可能性について明記されているか。
- ・事業の内容及び実施方法について、仮説設定を踏まえ、詳細に記載されているか。
- ・品質評価・認証について、対象とすべき分野・範囲が明示的に示されていること。
- ・評価基準の構築方法が具体的に明記されており、認証体制等の仕組み・認証主体の設定等について実現性があるか。
- ・経済産業省以外の官公庁が推進する政策と関連が深い事業を実施する場合、関連省庁との連携体制について具体的に記述されているか。

④健康投資・健康経営普及・促進に関する実証事業

- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される課題の関係性について記載すること。
- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される社会課題の関係性が整理されており、その両立・展開可能性について明記されているか。
- ・事業の内容及び実施方法について、仮説設定を踏まえ、詳細に記載されているか。
- ・健康投資を促進する仕組みについて、その対象(企業、個人、保険者、自治体等)・範囲が明示的に示されていること。
- ・健康投資・健康経営普及・促進のためにどのような制度環境整備を実施するか具体的に示されていること。
- ・経済産業省以外の官公庁が推進する政策と関連が深い事業を実施する場合、関連省庁との連携体制について具体的に記述されているか。

⑤その他需給両面での課題解決に向けた実証事業

- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される課題の関係性について記載すること。
- ・最終的に創出を目指す事業と、それにより解決される社会課題の関係性が整理されており、その両立・展開可能性について明記されているか。
- ・事業の内容及び実施方法について、仮説設定を踏まえ、詳細に記載されているか。
- ・経済産業省以外の官公庁が推進する政策と関連が深い事業を実施する場合、関連省庁との連携体制について具体的に記述されているか。

1.5 成果と活用方法・波及効果

- ・事業の実施により想定される成果が具体的かつ定量的に記載されているか。
- ・有効な効果検証に必要なn数の確保や、検証手法等について、統計学あるいは疫学的観点から適切なアドバイザーの指導を受けることが記載されているか。
- ・事業の実施により、何が実現できるのか等の具体的な成果の活用方法が明示されており、活用が想定される企業・団体名、活用分野・領域等について具体的な記載があるか。
- ・得られる成果の汎用的・標準的、または応用的な活用・展開による市場創出シナリオが示されているか。
- ・成果の活用により想定される波及効果について、具体的に記載されているか。

1.6 事業化計画

- ・事業主体及び連携先とその役割分担が明確であるか。
- ・事業化までのアクションプラン・収支計画に具体性・実現性が伴っているか。
- ・事業化計画における本事業の位置づけが明確であるか。

2. 事業実施計画

2.1 実施スケジュール

- ・事業期間内で効率的な実証を実施するための創意工夫が見られ、遅滞なく事業遂行可能なスケジュールが提案となっているか。
- ・実施項目が時系列で具体的に整理されており、より良い成果を得る上で必要十分な期間設定がなされているか。

3. 事業の実施体制

3.1 実施体制・役割

- ・事業を円滑に遂行可能な人員が確保されているか。
- ・コンソーシアムの体制、各団体の役割分担・要員数が明確に示されているか。
- ・コンソーシアムの代表団体内、もしくは単独事業者の場合は申請団体内の要員とその役割分担が明確に示されているか。
- ・実証計画の立案と、実証実施における全体把握・管理等が適切に実施できる要員が確保されているか。
- ・NTTデータ経営研究所・日本総合研究所からの要望等に迅速・柔軟に対応可能であり、また経理処理や証憑書類等の整理・保有等が実施可能な体制となっているか。

3.2 実施主体における健康増進への取り組み

- ・代表団体が所属する従業員等に対して実施している、従業員等の健康増進に対する取り組み内容について、明確に示されているか。
- ・各参加団体が所属する従業員等に対して実施している、従業員等の健康増進に対する取り組み内容について、明確に示されているか。

3.3 個人情報保護方針

- ・本事業において取得する個人情報保護の対象と考えられる情報が整理されているか。
- ・本事業において取得する個人情報等を必要な事業者間で共有する際の、具体的な情報項目の提示や個人からの同意等を得る仕組みが提示されているか。
- ・個人情報保護方針が規定され、個人情報を保護するための取組み及び漏洩した場合の対策・運用方法等が示されているか。

3.4 事業費

- ・事業規模に見合った事業費見積となっているか。
- ・事業費の作業ごとの内訳が妥当であるか。
- ・事業の実施項目・実施内容・実施方法から見て担当者の数は妥当か。